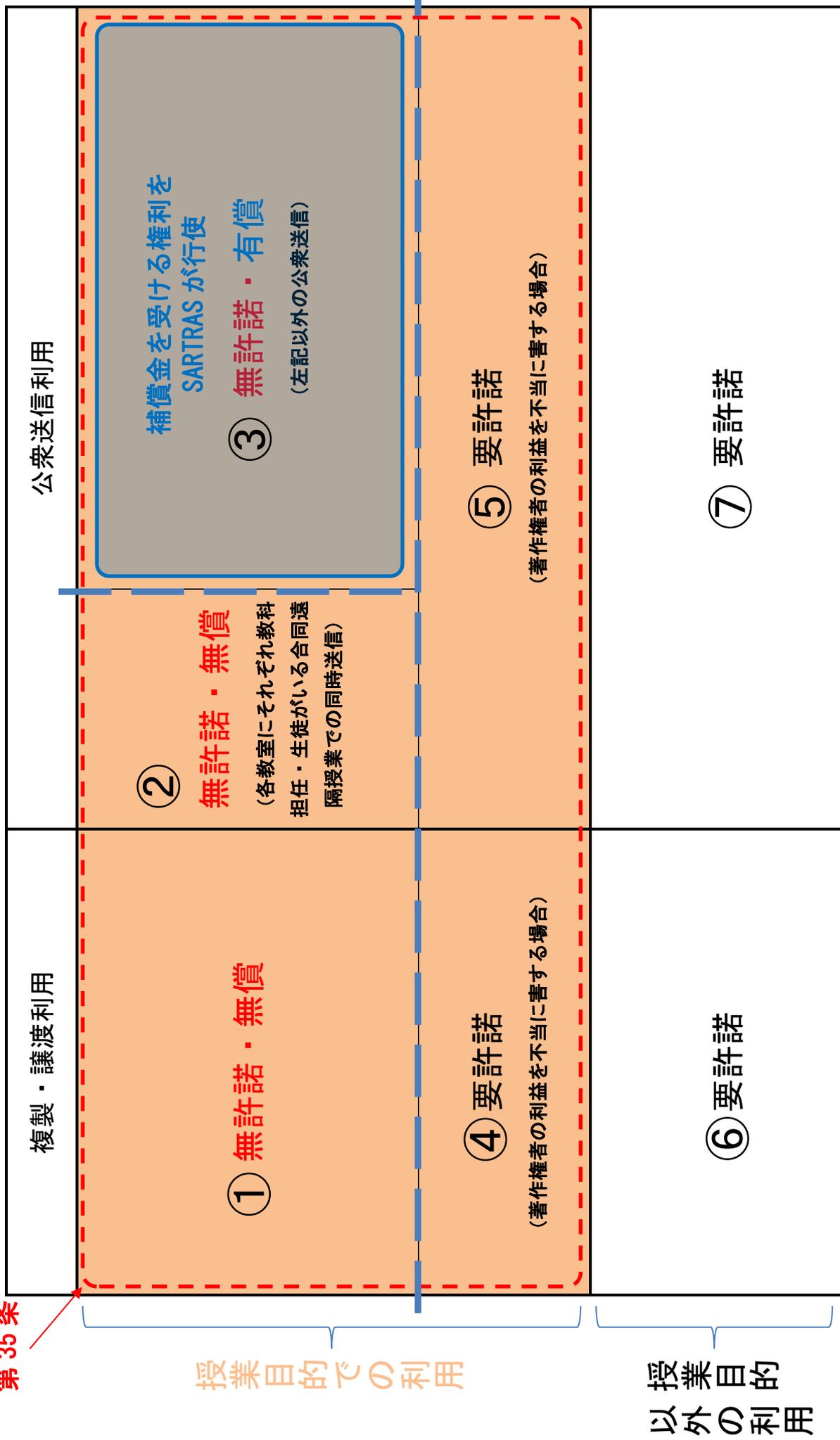


改正著作権法 35 条に当てはめられた複製・譲渡及び公衆送信利用に関する典型的な利用例



※ただし、引用 (32 条) 等、他の制限規定に該当して許諾不要な利用もある。

※ — 解釈指針で教育側・権利者側共通の理解を形成中の境界線

| 複製・譲渡及び公衆送信利用に関する典型的利用例 | |
|-------------------------|--|
| ① | <ul style="list-style-type: none"> ・教科書の記述や授業中の解説に関連のある時事の事件を報道した特定の新聞記事のコピーを複製して履修者に配付する。 ・児童生徒学生の調べ学習の成果で著作物が用いられたものを他の児童生徒学生に配付する。 |
| ② | <ul style="list-style-type: none"> ・学校間連携協定を結んだ A 校と B 校との間で、A 校の受講者に提示をされた著作物を、インターネットを通じて同時に B 校の教室の大画面で視聴させたり個々の受講者の端末装置で参照できるように送信する。 |
| ③ | <ul style="list-style-type: none"> ・著作物が受講者に提示されて行われた A 校の授業を収録し、その模様を後日、B 校の教室の大画面で視聴させたり個々の受講者の端末装置で参照できるように送信する。 ・A 校での授業を行うにあたり、同授業の受講者が事前に PC 等により閲覧したりダウンロードしたりして資料を参照したうえで、同授業に臨ませるため、著作物を送信する。 |
| ④ | <ul style="list-style-type: none"> ・教材として教育現場に提供する（流通させる）ことを目的とした著作物を教育機関で複製する ・1 本購入した電子媒体としてのプログラムの著作物を、PC 教室に設置されている端末装置の台数分複製してインストールする。 |
| ⑤ | |
| ⑥ | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域社会に向けた学校便り等の広報誌に著作物を掲載する。 |
| ⑦ | <ul style="list-style-type: none"> ・入試終了後に、出題内容（著作物が用いられたもの）を学校のホームページに掲載する。 ・学校ホームページで校歌が再生されるよう音楽データを貼り付ける。 ・文化祭・学園祭で音楽や劇が演奏・上演されている様子を、広く誰もが視聴できるようにライブで動画配信する。 |

どこに該当するかわからない利用

| | |
|--|---|
| | ・ |
|--|---|